第5章 災害復旧計画

第5章 災害復旧計画

災害時に発生する混乱を速やかに収拾するために講ぜられる対策として、市民生活安定の ための緊急措置及び、激甚災害の指定等により生活の安定を図るものとする。

第1節では、大規模な災害が発生した場合には、迅速かつ計画的な地域の復旧・復興を進めるための災害復興計画について定める。

第2節では、市民生活再建のために国・県・各機関及び市が行う各種救助施策と、義援金品の受け入れ・配分の手順等の実施について定める。

第3節では、復旧事業を実施する上で、国・県からの財政的な援助を得るために必要な"激甚災害の指定"に関する手続きを基本に、市民生活の復旧を進める。

第1節 災害復興計画の策定

【政策調整部ほか】

第1 被災状況の把握等

1.地域の被災状況の迅速な把握

迅速かつ計画的な地域の復旧・復興を進めるためには、長期的な展望の上に立った復旧・復興の基本方向の決定、復興計画を策定する必要がある。このため、市は、その基礎資料となる被災地の詳細な情報を関係機関との緊密な連携を図りながら、収集し整理分析を行う。

2.地域住民の意向の把握

市は、被災した住民等、関係者との話合いの場を設定して、住民意向の適正な把握を 行い、復旧・復興の方向に対する理解の増進と合意の形成に努める。

第2 復興計画の策定

大規模な災害が発生した場合には、復旧・復興に向けた地域別の具体的な指針、手順、 基本目標等を検討し、速やかに復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整 備、地域住民への計画内容の周知、情報提供等を行う。

1.復興に向けた地域別指針の策定

市は、県や関係機関等との緊密な連携を図り、地域の復旧・復興に向けた基本方向を 具体化するための地域別指針を策定する。

2. 復興の手順、基本目標の検討

市は、優先的に復旧すべき施設等の順序づけや、まちづくりの基本目標、復興事業のスケジュール等を盛り込んだ復興計画を策定する。

3.計画推進のための体制の整備

復興計画に基づき効果的に各事業を遂行するため、市が中心となり国・県・関係機関

等の事業推進体制の確立に努める。その際、地域との窓口、ボランティアとの連携のあり方、復興事業のための資機材の確保、マンパワーの動員等の体制を確立する。

4.地域住民への情報提供

地域復興の主体は地域住民であり、市は、定期的に住民との話合い等の機会を設定して十分な意思疎通を図るとともに、復興計画に関する情報提供、PR・啓発活動等を行い計画内容の周知徹底を図る。

第2節 市民生活安定のための緊急措置

災害時には、多くの市民が負傷し、住宅や家財等を失うとともに、電気、ガス、水道、 電話等のライフライン(生活関連)施設の被害が重なり、被災者はきわめて精神的に不安 な状態に置かれることにが予想される。

市をはじめとする防災関係機関は、都市としてのサービス機能の低下を補うため、代替 サービスの提供や応急的な復旧対策を講ずるとともに、精神的に不安な状態にある市民に 対して、市民生活再建のための各種援助施策をあわせて行う。

災害により独力では克服することが困難な被害をうけた市民・中小事業所・農林漁業従事者等に対して、国・県・市等は「被災者の生活確保」、「農林魚業関係対策」、「中小企業関係対策」及び「義援金品の受入れ、配分」に関する緊急措置対策を実施する。

第1 被災者の生活確保

1.職業の斡旋 【都市経済部】

災害により離職を余儀なくされた被災者の職業の斡旋については、県計画に基づき、 県が離職者の把握に努め、被災状況を勘案のうえ、被災地域を管轄する公共職業安定所 を通じ、職業の斡旋を講ずることとする。市は、臨時市民相談所等において、離職者の 状況を把握し迅速に県に報告する。

- (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- (2) 巡回職業相談の実施

2.税等の徴収猶予及び減免

【総務部】

- (1) 市民税
 - ア.納税期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付も しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により災害がおさまった あと2ヶ月以内に限り、当該期限を延長する。

災害が広範囲に発生した場合は、市長が職権により適用の地域及び期限の延長 日を指定する。

その他の場合、災害がおさまったあと、被災納税義務者等による申請があった ときは、市長が納期限を延長する。

イ. 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、または納入することができないと認められたときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行うものとする。 (地方税法第15条)

ウ.減免

被災した納税(納付)義務者に対し、該当する各税目等について、市長が次により減免を行う。

税目	減税の内容
個 人 の 市 民 税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
(個人の県民税を含む)	
固定資産税・都市計画税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。
国民健康保険税	被災した納付義務者の状況に応じて減免を行う。

(2) 県税・国税

国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県条例の規定に基づき、申告、申請、その他書類の提出または納付もしくは納入に関する期限の延長、 徴収猶予及び減税の措置を災害の状況により実施する取り扱いになっている。

(3) 広報

税等の納税緩和・減免措置等に関する広報活動については、本部が設置される期間においては、「災害時の広報」により行う。また、本部廃止後においては、「広報もりやま」もしくはチラシの配布等により行う。

3.災害弔慰金等の支給ならびに支援資金等の貸付

【健康福祉部】

(1) 弔慰金等の種類

災害 中慰金等の給貸与には、災害 中慰金の支給等に関する法律(以下この節において「法」という。)に基づく、災害 中慰金及び災害障害 見舞金の支給ならびに災害援護資金の貸付、ならびに生活福祉資金貸付制度による福祉費の貸付の4 種類がある。

(2) 給貸与の要領

ア、生活福祉資金(福祉費)の貸付

低所得者に対し、災害を受けた困窮から自力更正するのに必要な経費として貸し付けられる資金。

取扱機関

守山市社会福祉協議会及び滋賀県社会福祉協議会

貸付限度額

150万円以内(住宅資金との重複貸付の場合350万円以内)

貸付条件

- ・据置期間6ヶ月以内(2年以内にすることができる)、償還期間7年以内
- ・年利 保証人有り:無利子 保証人無し:年1.5%
- イ.災害弔慰金の支給等に関する法律に基づくもの

法に基づく災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金の給貸与は本市が条例を定めて実施するものであって、アの災害援護資金と異なり、一定規模以上の自然 災害による被災世帯に対してのみ適用されるものである。

災害弔慰金

- a. 対象災害
 - ・住居が5世帯以上滅失した災害
 - ・県内において住居が5世帯以上滅失した市町が3以上ある災害
 - ・県内において災害救助法が適用された市 町が1以上ある災害
 - ・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある災害
- b.支給額

・死亡した者が生計維持者である場合 500万円以内 ・死亡した者が生計維持者以外の場合 250万円以内

災害障害見舞金

a . 対象災害

前項の災害弔慰金と同じ b.支給の対象となる障害

災害により負傷し、または病気にかかり、それが治ったとき(その症状が固定したときを含む)に法別表に規定する程度の傷害を有する場合

- c . 支給額
 - ・障害者となった者が生計維持者である場合 250万円
 - ・障害者となった者が生計維持者以外の場合 125万円

災害援護資金

a . 対象災害

災害救助法による救助が行われた災害または県内において災害救助法が適用 された市町が1以上ある災害

b.貸付限度額

被災地帯の被害状況により、150万円以上350万円以内

- c . 貸付条件
 - ・償還期間 10年(据置期間3年を含む。)
 - ・年 利 3%(据置期間は無利子)
 - ・貸付対象とするについては、所得制限がある。
- (3) 市が行う罹災見舞金等の交付

守山市罹災見舞金等支給要綱に基づき罹災見舞金及び弔慰金を支給する。

ア. 交付基準

本市の区域内において災害救助法及び災害弔慰金の支給等に関する法律の適用を 受けるに至らない災害により、次の被害を受けた世帯の主または遺族に対し交付す る。

住家の全焼、全壊、半焼及び半壊

水害により住家の床上浸水

上記の(1)、(2)に起因する死亡

上記の(1)、(2)、(3)に準ずる場合で特に市長が必要と認めるとき。

イ.交付額

罹災見舞金

・住家の全焼、全壊 1世帯につき 30,000円以内

・住家の半焼、半壊 "20,000円以内

・住家の床上浸水 "5,000円以内

弔慰金 死亡者 1 人につき 100,000円以内

4.被災者生活再建支援制度

【健康福祉部】

「被災者生活再建支援法」による支援金の迅速な支給を要請するため、市は、市内の被害状況を迅速にとりまとめ、県を通じて、国・被災者生活再建支援法人に報告する。

(1) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。

(2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

ア 災害救助法が適用される程度の災害

市の区域内における住家滅失世帯数が「市町別災害救助法適応基準一覧表」 に掲げる「適用 1」欄以上である場合、または県の区域内における住家滅失世 帯数が 1,500 世帯以上で、市の区域内における住家滅失世帯数が「市町別災害 救助法適応基準一覧表」に掲げる「適用 2」欄以上である場合。(滅失世帯数に は、災害救助法施行令第 1 条第 2 項のいわゆる見なし規定による算定数を含 む)

- イ 市の区域内における住家全壊の世帯数が 10 以上である災害
- ウ 県内における住家全壊の世帯数が 100 以上である災害
- エ (ア)または(イ)に規定する被害が発生し、県内その他の市町(人口 10 万人未満に限る)のうち全壊世帯数が 5 以上である災害
- オ (ア)から(ウ)に規定する市町または都道府県の区域に隣接する市町のうち、人口10万人未満で全壊世帯数が5以上である災害
- カ (ア)もしくは(イ)の市町村を含む都道府県または(ウ)の都道府県が2以上ある場合に、
- ・市町(人口 10 万人未満に限る)の区域内における住家全壊の世帯数が 5 以 上である災害
- ・市町(人口 5 万人未満に限る)の区域内における住家全壊の世帯数が 2 以上 である災害

(3) 公示

県は、市からの被害報告にもとづき、発生した災害が被災者生活再建支援法の対象となるものと認めた場合は、速やかに内閣府政策統括管(防災担当)及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、公示を行う。

(4) 支給対象世帯

ア 住宅が全壊した世帯

- イ 住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した 世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長時間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

(5) 支給金の支給額

支給金は、以下の2つの支援金の合計額となる。

- (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)
- ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
程度	((2)アに該当)	((2)イに該当)	((2)がに該当)	((2)Iに該当)
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	100 万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200 万円	100 万円	50 万円

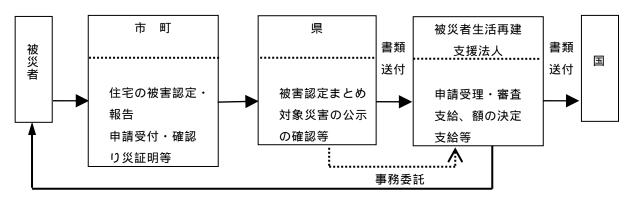
一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(または補修)する場合は、合計で200(または100)万円

(6) 支給申請

市は、支援金支給の申請を受けた場合、速やかに申請書類の審査、当該申請に係る被害の認定を行う。県は、支援金の支給に係る事務のすべてを下記(7)の被災者生活再建支援法人に委託している。

(7)被災者生活再建支援法人

内閣総理大臣は、支援金の支給業務を行う団体として、被災者生活再 建支援法人を指定することとされており、財団法人都道府県会館がその指定を受けている。各都道府県は被災者生活再建支援法人に対し、支援業務を運営するための基金に充てるために必要な資金を、都道府県の区域内世帯数等を考慮して拠出する。



支援金の支給

5 . 住宅復興資金

災害、地震、暴風雨等の大災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構の規定により災害復興住宅資金の融資を適用し、建設または補修に要する資金の貸付を行う。

- (1) 資金の種類
 - ア. 災害復興住宅建設資金
 - イ.補修資金
- (2) 県及び市の措置

ア.災害復興住宅資金

県及び市は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るように努める。

イ.災害特別貸付金

災害により滅失家屋がおおむね10 戸以上となった被災地の市長は、り災者の希望により災害の実態を調査したうえで、り災者に対する貸付金の融資を住宅金融支援機構大阪支所に申し出るとともに、り災者に融資制度の周知徹底を図り、借り入れ申し込みの希望者に対して借り入れの指導を行うものとする。

6. リ災証明書の発行

【総務部】

(1) 担当部署

り災証明書の発行事務は、政策調整部の協力により総務部が担当する。

(2) 発行の手続

税務班は、集約された個別調査結果に基づき、「り災者台帳」を作成し、被災者の「り 災証明書」発行申請に対してこの「り災者台帳」により確認の上、発行するものとする。

なお、「リ災者台帳」により確認できない時でも申請者の立証資料をもとに客観的に 判断できる時は「リ災証明書」を発行するものとする。

(3) 証明の範囲

「リ災証明書」の発行は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について、証明するものとする。

ア・住家

全壊(全焼)

流失

大規模半壊

半壊(半焼)

床上浸水

床下浸水

イ.人

死亡

行方不明

負傷者

(4) その他

り災証明については、証明手数料を徴収しない。

なお、り災証明書の様式は、以下に示すとおりとする。

(資料8-18) り災者台帳

(資料8-19) り災証明書様式

7.郵便物の特別取扱等

【郵便局・NHK】

災害が発生した場合、その被害状況ならびに被災地の実情に応じて、守山市内の郵便局において、次に掲げるとおり、郵政事業にかかわる災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。

また、NHK受信料の免除等も行うものとする。

機	関	名	生 活 確 保 の 取 り 扱 い
	[] 便		(1) 郵便関係 ア 救助用郵便物の料金免除 災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用または見舞い用の現金書留郵便物の料金を免除する。なお、料金免除となるこれらの郵便物については、当該郵便物の引受期間中は、郵便窓口取扱時間外においても引き受ける。 イ 郵便はがき等の無償交付災害救助法適用時に、り災世帯当たり通常郵便はがき5枚及び郵便書簡1枚の範囲内とする。 ウ 利用の制限及び業務の停止 重要な郵便物の取扱いを確保するため必要があるときは、郵便の利用を制限しまたは郵便の業務の一部を停止することがある。 (2) 為替貯金関係 取扱同、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して払戻し等の便宜業務を行う。なお、災害救助法が発動された場合は、支社からの指示をまたず郵便局長限りで取扱が出来る。 (3) 簡易保険関係 取扱局、取扱機関、取扱事務の範囲を指定して保険金、貸付金等の支払い、保険料等の払込み等の非常取扱いを行う。なお、災害救助法が発動された場合は、支社からの指示を待たず郵便局長限りでの取扱が出来る。 (4) 災害寄付金の料金免除の取扱い 地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会等からの申請を待って、被災者救援を目的とする寄付金を郵便振替により送金する場合における通常払込及び通常振替の料金の免除の取扱を実施する。
N	Н	K	(1) 災害救助法に基づき被災者の受信料免除 (2) 状況により避難所へ受信機を貸与する。

第2 農林漁業関係対策

【県農政水産部】

1.農林漁業復旧資金

災害により被害を受けた農林漁業者または団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、農林漁業金融公庫法、滋賀県農業近代化資金利子補給金交付要網及び滋賀県水産振興資金災害対策利子補給補助金交付要網により融資を行う。

また、農業災害補償法に基づく農業共済について、農業共済団体等は、災害補償業務を行う。

(1) 資金等の種類

ア 融資制度

天災資金

農林漁業金融公庫資金

- a.農業基盤整備資金
- b.林業基盤整備資金
 - ・ 造林資金(復旧造林・樹苗養成)
 - · 林道資金

- c.漁業基盤整備資金
- d.漁船資金
- e.沿岸漁業経営安定資金
- f . 農林漁業施設資金
 - · 共同利用施設資金
 - · 主務大臣指定施設資金
- g.農業経営維持安定資金

滋賀県水産振興資金

- イ 農業災害補償法に基づく農業共済制度
- (2) 県及び市の措置
 - ア 県及び市は、関係行政期間と連携をとり、被害の状況、復旧のための資金需要等の的確な把握に努め、融資要件等に該当するときは、各資金の融資について、借り入れ手続の指導等を行う。
 - イ 農業災害補償法に基づく農業共済について、災害時に農業共済団体等が、災害補 償業務を迅速かつ適正に行い、共済金の早期支払いが出来るように措置する。

第3 中小企業関係対策

【県商工観光労働部】

1.中小企業復興資金

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関(普通銀行、信用金庫、信用組合)及び政府系金融機関(株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫)の融資ならびに信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金ならびに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう県は次の措置を実施し、国に対しても要望する。

(1) 資金需要の把握連絡通報

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。関係機関は緊急に連絡を行い、その状況を通報する。

(2) 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付 条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。

(3) 中小企業者に対する金融制度の周知

県は、市町、中小企業関係団体を通じ、国、県ならびに政府系金融機関等が行う金融 の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

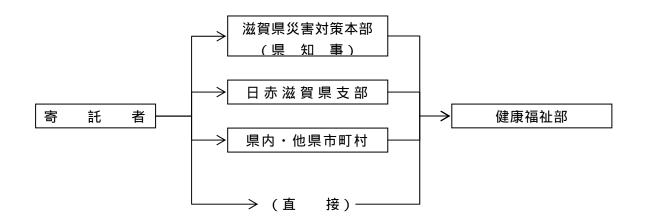
- (4) 一般金融機関及び政府系金融機関に対し、県資金を預託し資金の円滑化を図る。
- (5) 県信用保証協会に対し、積極的に別枠保証の要請を行い資金の円滑化を図る。

第4 義援金品の受入・配分

【健康福祉部】

1.義援金品の受け入れ

守山市に届けられる義援金品は、以下に示すような経路により守山市に委託されるが、 義援金品の受け入れは守山市に直接寄託された分も含め、健康福祉部長が担当する。 健康福祉部長は、それぞれ市役所(1階)庁舎内に受付窓口を開設し受付を行う。 なお、義援金品の受付に際しては、受付記録を作成し以下に定める保管の手続を行うとともに寄託者またはその搬送者に受領書を発行するものとする。



- (1) 各家族から募集したときは、自治会、婦人会、民生委員協議会等の組織で各家庭を 訪問して集積し、あるいは集積場所を指定して各家庭から持参してもらう等の方法に よって集積する。
- (2) 小中学校生徒会あるいは工場における職場募集等によって集積されたものは、それ ぞれの単位機関において、一括引継を受ける。
- (3) 個人等で募集配分機関に申し出のあったものについては、それぞれ申し出を受けた機関で受け付け、その都度または一定期間まとめてそれぞれ単位機関別に指定した場所に集積する。
- (4) (1)による場合は、拠出者名簿を、(2)によるときは義援金品引継書を、また(3)によるときは義援金品受領書をそれぞれ、整備保管する。

2.義援金品の引継

募集機関で受け付け集積した義援金品の輸送及び引継あるいは受領書の発行は、次の方法による。

(1) 義援物資の引継

集積した義援物資は、集積単位機関において荷造りし、被災地を所管する配分機関に送付する。ただし、集積物資が小さく輸送等をまとめて行うことが適当な場合においては、県機関の指定する場所に再集積し、再集積機関が一括配分機関に送付する。

(2) 義援金の引継

集められた義援金については、その都度県機関に引き継ぎ、県単位機関において一括配分機関に引き継ぐ。但し、それぞれの募集(受付)機関において、直接配分機関に送金することを適当と認めた場合は。直接配分機関に引き継ぐ。

(3) 引継の記録

義援金品の引継に当たっては、義援金品引継書を作成し、その授受の関係を明らかに しておく。

3.義援金品の保管

- (1) 義援金については、被災者に配分するまでの間、健康福祉部長が出納機関の協力や市指定金融機関への一時預託により、所定の手続きをとり保管する。なお、管理に際しては、現金出納簿を作成しなければならない。
- (2) 義援物資については、健康福祉部長が市役所庁舎内を一時保管場所として保管する。

4.義援金品の配分

- (1) 義援金品の配分計画は、被害状況確定後、本部長が決定する。
- (2) 配分計画は、県配分計画に準じて、被災地区、被災人員及び世帯、被災の状況等勘案のうえ、世帯及び人員を単位として、健康福祉部長が立案する。
- (3) 不足している物資で、義援品のうち直ちに利用できる物資は、本部長の指示により健康福祉部長において有効に活用する。
- (4) 被災者に対する配分にあたっては、必要に応じ民生委員、児童委員、自治会、日赤奉仕団等の各種団体の協力を得て、迅速かつ公平に分配する。
- (5) 義援金品の受け入れ、配分には、義援金品受払簿を備え付け、受付引継及び配分の 状況を記録する。

(資料8-20)義援金品受付・配分計画書の様式

第3節 激甚災害の指定

【政策調整部、環境生活部、健康福祉部、備都市経済部、教育委員会】

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害(「激甚災害」という。)に相当する 被害を受けた場合には、災害の状況を速やかに調査して早期に激甚災害の指定が受けられ るよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚災害の指定を受けるために必要な措置、手続きの手順、激甚災害に係る復旧事業実施に伴う国の財政援助等の実施を図り、復旧対策を行う。

第1 激甚災害指定の手続き

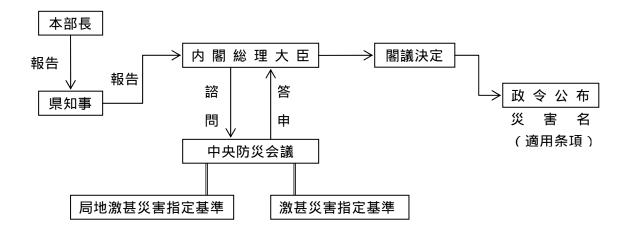
激甚災害指定の手続きは、おおよそ、次のとおり行われる。

- (1) 本部長は、災害が発生した場合は、速やかにその被害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県知事に報告する。
- (2) 県知事は、本部長からの報告内容により、必要と認めた時は、内閣総理大臣に報告する。

(以上は、災害対策基本法第53条による)

- (3) 内閣総理大臣は、県知事の報告に基づき、必要と認めた時は中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。
- (4) この場合、中央防災会議は、「激甚災害指定基準」または「局地激甚災害指定基準」 に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。
- (5) 内閣総理大臣は、この答申を受けて閣議を開き、激甚災害指定が閣議決定され、政令として公布される。

以上のように行われる手続きの流れを図に示すと次のとおりである。



第2 激甚災害に関する被害状況等の報告

本部長は、激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告する。

被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所または地域
- (4) 被害の程度(災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項)
- (5) 災害に対しとられた措置
- (6) その他必要な事項

第3 激甚災害指定の基準

いわゆる激甚災害については、「激甚災害指定基準」(昭和37年12月7日・中央防災会議決定、のち数字の追加改正あり)と、「局地激甚災害指定基準」(昭和43年11月22日・中央防災会議決定)の2つの指定基準がある。

(資料6-6)局地、激甚災害指定基準

第4 特別財政援助額の交付手続き

本部長は、激甚災害または局地激甚災害の指定を受けた時は、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

なお、激甚災害に係わる財政援助措置の対象は以下のとおりである。

1.公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 公共土木施設災害改良復旧事業
- (3) 公立学校施設災害復旧事業
- (4) 公営住宅災害復旧住宅事業
- (5) 生活保護施設災害復旧事業
- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 老人福祉施設災害復旧事業
- (8) 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業
- (9) 障がい者支援施設等災害復旧事業
- (10)婦人保護施設災害復旧事業
- (11)感染症指定医療機関災害復旧事業
- (12)感染症予防事業
- (13)堆積土砂排除事業
- (14)たん水排除事業

2. 農林水産業の災害復旧事業等に関わる補助の特別措置

- (1) 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- (5) 森林組合等の行う湛水土砂の排除事業に対する補助
- (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

3. 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置
- (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の延長
- (3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

4. その他の財政援助及び助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (4) 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例
- (5) 水防資材費の補助の特例
- (6) り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- (7) 公共土木施設、公立学校施設、農地、農林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例 (資料6-8)災害復旧に伴う財政援助等